

令和7年3月1日

株式会社どうきゅう 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法関連)

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 内 容

目標1. 育児休業取得を希望する従業員の取得率を100%にする。

※令和7年3月1日現在の取得率0%（希望者なし）

対策 令和7年4月～ 各事業部の職場会議にて、育児休業に関する社内規定について説明。

男性従業員へ、育児休業取得を呼びかけ。

（以後、四半期ごとに繰り返し。）

令和7年9月～ 中学生以下の子供を養育する従業員に対し、就業時間を柔軟に変更できる制度の検討・導入。

目標2. フルタイム従業員1人当たりの法定時間外・休日労働時間を毎月20時間以内にする。

※令和7年3月1日現在の法定時間外・休日労働時間平均32.5時間

対策 令和7年4月～ 安全衛生委員会にて、事業部ごとの採用不足人数を把握。採用活動、人事異動を行う。

令和7年9月～ 短時間正社員等、現状にはない社員区分の検討・導入。

以上